

軽油引取税

この税は、軽油の引取り等に対して課税するものです。

●納める人

- 特約業者または元売業者から、現実の納入を伴う軽油の引取りを行った人(特約業者または元売業者を通じて納めます。)
- 軽油を輸入する特約業者または元売業者以外の人
- 軽油を製造し、他の者に譲渡または自ら消費する特約業者または元売業者以外の人等

元売業者とは…軽油を製造する業者、軽油を輸入する業者または軽油を販売する業者で、法の規定により総務大臣が指定したものをいいます。
 特約業者とは…元売業者との間に締結された販売契約に基づいて当該元売業者から継続的に軽油の供給を受け、これを販売する業者で、法の規定により知事が指定したものをいいます。

●納める額

引取量1キロリットルにつき32,100円

免税軽油について

船舶・鉄道・軌道車両・農業・林業等の動力源の用途に使用される軽油は免税となります。免税となる軽油(以下「免税軽油」といいます。)を使用しようとする人は、あらかじめ県税事務所に申請して、免税軽油使用者証の交付を受けなければなりません。
 免税軽油は免税証と引換えに免税証記載の販売業者から購入しなければなりませんので、免税軽油使用者証を県税事務所に提示して、免税証の交付の申請をしてください。免税軽油が使用できる用途等の詳細については、取扱県税事務所(P.34)にお問い合わせください。

●申告と納税

- 特約業者または元売業者は、毎月分をまとめて翌月の末日までに申告して納めることになっています。
- 軽油を輸入する特約業者または元売業者以外の方は、輸入の時までに輸入数量等を申告して納めることになっています。
- 軽油を製造し、他の者に譲渡または自ら消費する特約業者または元売業者以外の方は、毎月分をまとめて翌月の末日までに当該譲渡数量等を申告して納めることになっています。

●製造等に対する課税と罰則

- ・軽油と灯油などを混和するとき
 - ・軽油を製造するとき
 - ・灯油などを自動車の燃料として販売するとき
 - ・灯油などを自動車の燃料として消費するとき
- は事前に知事に申請し、承認を受けることが必要です。

<承認を受けずに製造を行うと>

・10年以下の懲役若しくは1,000万円以下(法人の場合は3億円以下の重科)の罰金に処し、又はこれを併科されます。

<不正軽油であることを知りながら運搬、購入・販売すると>

・3年以下の懲役若しくは300万円以下(法人の場合は1億円以下の重科)の罰金に処し、又はこれを併科されます。

<不正軽油の原材料として用いられることを知りながら灯油やA重油を提供したり、不正軽油の製造の用に供されることを知りながら施設等を提供すると>

・7年以下の懲役若しくは700万円以下(法人の場合は2億円以下の重科)の罰金に処し、又はこれを併科されます。

<承認を受けずに灯油などを自動車の燃料として販売・消費すると>

- ・販売等した全量に対して課税されます。
- ・2年以下の懲役または100万円以下(法人の場合は100万円以下)の罰金に処せられます。

<承認を受けて販売・消費すると>

- ・課税済軽油分を差し引いた量に対してのみ課税されます。
- (例)(課税済)軽油100リットルと灯油100リットルを混和し、販売した場合

〔承認あり→(課税済)軽油 0円+ 灯油 3,210円 = 税額 3,210円〕
 〔承認なし→(課税済)軽油 3,210円+ 灯油 3,210円 = 税額 6,420円〕……………

(課税済軽油に対しては、購入する段階で、すでに課税されていますから、軽油部分に二重に課税することになります。)

●指定市への交付

県に納められた軽油引取税の90%相当額の一部を北九州市と福岡市に交付することになっています。

●取扱県税事務所

軽油引取税とゴルフ場利用税(P.32)の申告や納税などを取り扱う県税事務所は次のとおりです。

取扱県税事務所	管轄区域
博多県税事務所	福岡市・筑紫野市・春日市・大野城市・太宰府市・宗像市・糸島市・古賀市・福津市・那珂川市・糟屋郡
北九州西県税事務所	北九州市・行橋市・豊前市・中間市・遠賀郡・京都郡・築上郡
飯塚・直方県税事務所	直方市・飯塚市・田川市・宮若市・嘉麻市・鞍手郡・嘉穂郡・田川郡
久留米県税事務所	大牟田市・久留米市・柳川市・八女市・筑後市・大川市・小郡市・うきは市・朝倉市・みやま市・朝倉郡・三井郡・三潞郡・八女郡

・県税事務所の所在地、電話番号などは P.57 ～ P.61 に掲載しています。

自動車税

自動車税(環境性能割)

自動車取得税の廃止に伴い、令和元年10月1日から自動車の取得に対し課税される税として、自動車税及び軽自動車税に環境性能割が導入されました。

なお、市町村税である軽自動車税(環境性能割)については、当分の間、県が賦課徴収を行います。

●納める人

県内に主たる定置場のある自動車(特殊自動車・二輪車を除く)を取得した人

ただし、ローンで購入した自動車で売主が所有権を留保している場合は、買主が取得者とみなされます。

●納める額

通常の取得価額×燃費性能等に応じた税率

※自動車の通常の取得価額とは？

自動車を取得するためにその対価として通常支払うべき金額で、自動車に付加して一体となっているもの(例:ラジオ・ステレオ・エアコンなど)の価額は含まれますが、スペアタイヤ・シートカバー・マット・標準工具などの付属物の価額は含まれません。また、無償で自動車をもたらした場合や、親類から自動車を安くもらった場合など、通常の取引価額に比べて低い価額で取得したときは、通常の取引価額が通常の取得価額となります。

●税率(主なもの)

区 分	排ガス要件	燃費要件	税 率		
			自 家 用		営 業 用
			登 録 車	軽自動車	
電気自動車(燃料電池車含む)			非課税	非課税	非課税
天然ガス車(平成30年排出ガス基準適合又はポスト新長期規制から Nox10%低減)(注3)					
プラグインハイブリッド車					
クリーンディーゼル乗用車(平成30年排出ガス基準適合又はポスト新長期規制適合)(注3)					
ガソリンハイブリッド乗用車 ガソリン乗用車	★★★★(注1)	令和2年度燃費基準+20%達成 (平成22年度燃費基準+80%達成)(注4)	1% (非課税)	1% (非課税)	0.5%
		令和2年度燃費基準+10%達成 (平成22年度燃費基準+65%達成)(注4)			
		令和2年度燃費基準達成 (平成22年度燃費基準+50%達成)(注4)	2% (1%)		
		平成27年度燃費基準+10%達成 (平成22年度燃費基準+38%達成)(注4)	3% (2%)		
	上記以外の乗用車		3% (2%)	2% (1%)	2%
LPG ハイブリッド乗用車 LPG 乗用車	★★★★(注1)	令和2年度燃費基準+20%達成	非課税	-	非課税
		令和2年度燃費基準+10%達成	1% (非課税)		
		令和2年度燃費基準達成	2%(1%)		
		平成27年度燃費基準+10%達成	3%(2%)		
	上記以外の乗用車		3%(2%)	2%	
ガソリンハイブリッドバス・トラック ガソリンバス・トラック (2.5t 以下)	★★★★(注1)	平成27年度燃費基準+20%達成 (平成22年度燃費基準+50%達成)(注4)	非課税	非課税	非課税
		平成27年度燃費基準+15%達成 (平成22年度燃費基準+44%達成)(注4)	1%	1%	0.5%
		平成27年度燃費基準+10%達成 (平成22年度燃費基準+38%達成)(注4)	2%	2%	1%
	上記以外のバス・トラック		3%	2%	2%
	ガソリンハイブリッドバス・トラック ガソリンバス・トラック (2.5t 超～ 3.5t 以下)	★★★★(注1)	平成27年度燃費基準+10%達成	非課税	-
平成27年度燃費基準+5%達成			1%	0.5%	
平成27年度燃費基準達成			2%	1%	
★★★(注2)		平成27年度燃費基準+15%達成	非課税	非課税	
		平成27年度燃費基準+10%達成	1%	0.5%	
		平成27年度燃費基準+5%達成	2%	1%	
上記以外のバス・トラック		3%	2%		
ディーゼルハイブリッドバス・トラック ディーゼルバス・トラック (2.5t 超～ 3.5t 以下)	平成30年排出ガス基準適合 又は ポスト新長期規制から Nox かつ PM10% 低減(注3)	平成27年度燃費基準+10%達成	非課税	-	非課税
		平成27年度燃費基準+5%達成	1%		0.5%
		平成27年度燃費基準達成	2%		1%
	ポスト新長期規制適合 (注3)	平成27年度燃費基準+15%達成	非課税		非課税
		平成27年度燃費基準+10%達成	1%		0.5%
		平成27年度燃費基準+5%達成	2%		1%
	上記以外のバス・トラック		3%		2%
ディーゼルハイブリッドバス・トラック ディーゼルバス・トラック (3.5t 超)	平成28年排出ガス基準適合 又は ポスト新長期規制から Nox かつ PM10% 低減(注3)	平成27年度燃費基準+10%達成	非課税	-	非課税
		平成27年度燃費基準+5%達成	1%		0.5%
		平成27年度燃費基準達成	2%		1%
	ポスト新長期規制適合 (注3)	平成27年度燃費基準+15%達成	非課税		非課税
		平成27年度燃費基準+10%達成	1%		0.5%
		平成27年度燃費基準+5%達成	2%		1%
	上記以外のバス・トラック		3%		2%

- 注1 ★★★★★とは、平成30年排出ガス基準+50%低減達成又はH17年排出ガス基準+75%低減達成をいう。
 注2 ★★★とは、平成30年排出ガス基準+25%低減達成又はH17年排出ガス基準+50%低減達成をいう。
 注3 ポスト新長期規制とは、平成21年以降(車両総重量により、平成21年、22年と異なる)に適用される排出ガス規制をいう。
 注4 平成22年度燃費基準については、ガソリン自動車(乗用車又は2.5t以下のトラック)でJC08モード燃費値及びWLTCモード燃費値を算定していない自動車の場合に限り適用。
 注5 税率欄のうち、()内の税率は、令和元年10月1日～令和3年3月31日までの間に取得した自家用乗用車に対する臨時的軽減適用後の税率。

●特例措置

○バリアフリー車両

区分	乗車定員	取得時期	新車区分	軽減内容
ノンステップバス(※)	—	令和元年10月1日 ～ 令和3年3月31日	新車	取得価額から1,000万円控除
リフト付きバス(※)	30人以上			取得価額から650万円控除
	30人未満			取得価額から200万円控除
ユニバーサルデザインタクシー	—			取得価額から100万円控除

(※)一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行のために導入するもの又は一般貸切旅客自動車運送事業者がその事業のために導入するものに限る

○衝突被害軽減ブレーキ搭載トラック等

区分	車両総重量	取得時期	新車区分	軽減内容
車線逸脱警報装置搭載トラック	20 t 超22 t 以下	令和元年10月1日 ～ 令和2年10月31日	新車	取得価額から175万円控除
衝突被害軽減ブレーキ及び車線逸脱警報装置搭載バス等 (立席のないものに限る)	5 t 以下	令和元年11月1日 ～ 令和3年3月31日		取得価額から350万円控除
衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び 車線逸脱警報装置搭載トラック	3.5 t 超8 t 以下	令和元年11月1日 ～ 令和3年3月31日		取得価額から350万円控除
	8 t 超20 t 以下	令和元年10月1日 ～ 令和3年3月31日		
衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び 車線逸脱警報装置搭載バス等 (立席のないものに限る)	5 t 超12 t 以下	令和元年11月1日 ～ 令和3年3月31日		取得価額から350万円控除

※「バリアフリー車両」に係る特例と「衝突被害軽減ブレーキ搭載トラック等」に係る特例は選択適用

※「バス等」の等とは、乗車定員10人の乗用車

●非課税または免税となるとき

次の取得については課税されません。

- ①自動車の取得価額が50万円以下であるとき
- ②相続による取得
- ③法人の合併または分割による自動車の取得
- ④割賦販売の自動車で、留保していた所有権を買主へ移転した場合の取得
- ⑤自動車販売業者から取得した自動車の性能が良好でない等の理由で取得の日から1ヵ月以内にその自動車販売業者に返還した場合

●申告と納税

次に掲げる日までに、売買契約書その他の自動車の取得価額を証明する書類の写しを添えて、申告し、納めることになっています。

- 新規登録または使用の届出をすべき自動車を取得した場合 …………… その登録または届出のとき
 - 移転登録をすべき自動車を取得した場合 …………… その登録をすべき事由があった日から15日以内
(その日前に移転登録があった場合は、その登録のとき)
 - その他の自動車を取得した場合…………… 取得の日から15日以内
- ※なお、申告と納税の窓口は、運輸支局・自動車検査登録事務所(P.62)・軽自動車検査協会の近くに設置しています。

●市町村への交付

県に納められた自動車税(環境性能割)の44.65%相当額を県内の市町村に交付し、33.25%相当額のうち一部を、北九州市と福岡市に交付することになっています。

自動車税(種別割)

この税は、自動車の所有に対して課税される税です。

なお、令和元年10月1日から「自動車税」は「自動車税(種別割)」に名称が変更されました。

●納める人

県内に主たる定置場のある自動車の所有者

ただし(軽自動車・二輪の小型自動車・小型特殊自動車・大型特殊自動車)などは除きます。

●納める額

税額は、自動車の種別、用途、排気量などによって、39・40ページ(年税額一覧表)のとおり定められています。もし、年度途中で新規登録などをした場合は、月割計算による税額が課されます。

$$\begin{array}{l} \text{月割税額} \\ \text{(100円未満の端数を切捨て)} \end{array} = \text{年税額} \times \frac{\text{登録月の翌月から3月までの月数}}{12}$$

●申告と納税

申告

自動車を購入したり、登録事項の変更などをしたときは、そのつど自動車税(環境性能割・種別割)の申告書を県税事務所分室に提出することになっています。

納税

毎年4月1日現在に自動車を所有している人は、県税事務所が送付する納税通知書により、5月31日までに納めることになっています。ただし、4月1日以降に新規登録などをした場合には、申告のときに納めることになっています。

※自動車税(種別割)の納税方法についてはP.53をご参照ください。

●納税証明書

自動車の継続検査(車検)及び構造等変更検査を受ける場合には、納税証明書が必要です。この証明書は、自動車税(種別割)の納税通知書に添付されていますので、車検証といっしょに大切に保管してください。

なお、平成27年4月から、運輸支局において自動車税(種別割)の納付情報を確認できるようになり、自動車の継続検査(車検)及び構造等変更検査時における納税証明書の提示を省略できるようになりました。

●自動車税(種別割)(旧自動車税を含む)の払戻し(還付)について

- 自動車を抹消登録した場合、その翌月から3月分までの自動車税(種別割)(旧自動車税を含む)が払戻し(還付)されます。
- 自動車を抹消登録した場合、運輸支局からその旨の連絡が福岡県にありますので、県での事務手続き後、登録月の1ヶ月～2ヶ月後に還付通知書を発送します(特別な手続きは必要ありません)。還付通知書に記載された金融機関で、通知書と引き替えに還付金をお受け取りください。なお、1年を経過すると、この通知書での還付金の受け取りはできなくなりますので、御注意ください。

区 分		還付通知書の発送時期	
		県内	県外
抹消登録等の時期	1日～15日	翌月15日頃	翌月末頃
	16日～月末	翌月末頃	翌々月15日頃

<ただし、次の場合には還付金は発生しません>

- ・3月に抹消登録した場合
- ・福岡県に税金の未納がある場合(充当されます)

●自動車税(種別割)グリーン化税制の概要

<自動車税(種別割)の軽課>

令和2年度に新車新規登録を行った次の自動車について、当該登録の翌年度1年間の自動車税(種別割)が現行の税率より軽くなります。

対 象 車	車軽課割合
電気(燃料電池を含む)、一定の排ガス性能を満たす天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車	概ね75%軽課
ディーゼル自動車(乗用車のみ) 平成30年排出ガス基準適合 平成21年排出ガス基準適合	
平成30年排出ガス基準よりNoxを50%低減達成(☆☆☆☆)、又は、平成17年排出ガス基準よりNoxを75%低減達成(☆☆☆☆)であり、令和2年度燃費基準+30%達成	
平成30年排出ガス基準よりNoxを50%低減達成(☆☆☆☆)、又は、平成17年排出ガス基準よりNoxを75%低減達成(☆☆☆☆)であり、令和2年度燃費基準+10%達成	概ね50%軽課

※燃費基準達成車は車検証の備考欄に記載:「令和2年度燃費基準10%向上達成車」等

<自動車税(種別割)の重課>

自動車税(種別割)の賦課期日(4月1日)現在における次の自動車について、当該年度から抹消登録により課税対象とならなくなるまで、自動車税(種別割)が現行の税率より重くなります。

対 象 車	新車新規登録の時期	重課開始年度及び重課割合	
新車新規登録の日から11年を経過しているディーゼル車	バス・トラック	平成21年3月31日以前	概ね10%重課開始済み
		平成21年4月1日～平成22年3月31日	令和3年度から概ね10%重課開始
	上記以外	平成21年3月31日以前	概ね15%重課開始済み
		平成21年4月1日～平成22年3月31日	令和3年度から概ね15%重課開始
新車新規登録の日から13年を経過しているガソリン、LPG車	バス・トラック	平成19年3月31日以前	概ね10%重課開始済み
		平成19年4月1日～平成20年3月31日	令和3年度から概ね10%重課開始
	上記以外	平成19年3月31日以前	概ね15%重課開始済み
		平成19年4月1日～平成20年3月31日	令和3年度から概ね15%重課開始

※電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、一般乗合用バス及び被けん引車は除かれます。

●身体障がい者等の方に対する減免

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が使用する自動車については、自動車の名義、障がいの程度等一定の要件のもとに申請をすれば、自動車税(環境性能割・種別割)の減免が受けられます。

詳しくは、お近くの県税事務所にお問い合わせください。

(福岡県ホームページに「身体障がい者等の方の自動車税(環境性能割・種別割)・軽自動車税(環境性能割)の減免制度概要」を掲載しています。)

自動車税(種別割)年税額一覧表

(1)乗用車(主なもの)

総排気量	税率(年額)		
	自家用		営業用
	令和元年9月30日以前に 新車新規登録したもの	左記以外 (※2)	
1ℓ以下(※1)	29,500円	25,000円	7,500円
1ℓ超 1.5ℓ以下	34,500円	30,500円	8,500円
1.5ℓ超 2ℓ以下	39,500円	36,000円	9,500円
2ℓ超 2.5ℓ以下	45,000円	43,500円	13,800円
2.5ℓ超 3ℓ以下	51,000円	50,000円	15,700円
3ℓ超 3.5ℓ以下	58,000円	57,000円	17,900円
3.5ℓ超 4ℓ以下	66,500円	65,500円	20,500円
4ℓ超 4.5ℓ以下	76,500円	75,500円	23,600円
4.5ℓ超 6ℓ以下	88,000円	87,000円	27,200円
6ℓ超	111,000円	110,000円	40,700円

(※1)電気を動力源とするものは「1ℓ以下」の区分によります。

(※2)令和元年9月30日以前に国外で使用歴があるものを除きます。

(2)トラック(主なもの)

最大積載量	税率(年額)	
	自家用	営業用
1t以下	8,000円	6,500円
1t超 2t以下	11,500円	9,000円
2t超 3t以下	16,000円	12,000円
3t超 4t以下	20,500円	15,000円
4t超 5t以下	25,500円	18,500円
5t超 6t以下	30,000円	22,000円
6t超 7t以下	35,000円	25,500円
7t超 8t以下	40,500円	29,500円
8t超	46,800円～	34,200円～

(3)バス(主なもの)

乗車定員	税率(年額)		
	自家用	営業用	
		一般乗合用	その他
30人以下	33,000円	12,000円	26,500円
30人超 40人以下	41,000円	14,500円	32,000円
40人超 50人以下	49,000円	17,500円	38,000円
50人超 60人以下	57,000円	20,000円	44,000円
60人超 70人以下	65,500円	22,500円	50,500円
70人超 80人以下	74,000円	25,500円	57,000円
80人超	83,000円	29,000円	64,000円

※学校が所有するもので通学に用いるものについては、一般乗合用の税率が適用されます。

(4)貨物兼乗用車

トラックのうち、最大乗車定員が4人以上であるものに係る税率は、その年税額にそれぞれ次に掲げる額を加算した額になります。

総排気量	税率(年額)	
	自家用	営業用
1ℓ以下(※)	5,200円	3,700円
1ℓ超 1.5ℓ以下	6,300円	4,700円
1.5ℓ超	8,000円	6,300円

(※)電気を動力源とするものは「1ℓ以下」の区分によります。

(5)特種用途車(主なもの)

区 分 (総排気量、車両総重量など)	税率(年額)			
	自家用		営業用	
	令和元年9月30日以前に 新車新規登録したもの	左記以外 (※2)		
キャンピング車 (乗車定員10人以下のもの)	1ℓ以下(※1)	23,600円	20,000円	6,000円
	1ℓ超 1.5ℓ以下	27,600円	24,400円	6,800円
	1.5ℓ超 2ℓ以下	31,600円	28,800円	7,600円
	2ℓ超 2.5ℓ以下	36,000円	34,800円	11,000円
	2.5ℓ超 3ℓ以下	40,800円	40,000円	12,500円
	3ℓ超 3.5ℓ以下	46,400円	45,600円	14,300円
	3.5ℓ超 4ℓ以下	53,200円	52,400円	16,400円
	4ℓ超 4.5ℓ以下	61,200円	60,400円	18,800円
	4.5ℓ超 6ℓ以下	70,400円	69,600円	21,700円
	6ℓ超	88,800円	88,000円	32,500円
起重機車など	10t以下	11,500円		9,000円
	10t超 16t以下	25,500円		18,500円
	16t超 22t以下	40,500円		29,500円
	22t超	59,400円		43,600円
工作車など	普通自動車	11,500円		9,000円
	小型自動車	8,000円		6,500円

(※1)電気を動力源とするものは「1ℓ以下」の区分によります。

(※2)令和元年9月30日以前に国外で使用歴があるものを除きます。

おしえて!

けんぜい Q&A



自動車税(種別割)編

Q

去年、車を買ったときに前の車を下取りに出したのに、前の車の納税通知書が来ました。どうしてですか？

A

自動車税(種別割)は4月1日現在の自動車の所有者に課税されます。質問のケースでは、3月31日の時点で前の車の廃車(抹消登録)又は名義変更(移転登録)の手続きが行われていないことが考えられますので、下取りに出したところに確認してください。

Q

グリーン化税制で自動車税(種別割)が軽減される車を購入しましたが、軽減を受けるには何か手続きが必要なのですか？

A

グリーン化税制の軽減を受けるに当たって特別な手続きは必要ありません。自動車税(種別割)の納税通知書をお送りするときは、既に軽減(減額)した税額で送付しています。

こんなときには必ず運輸支局または自動車検査登録事務所で手続きを!!

①自動車を手放す場合・譲り受ける場合

自動車を譲渡したり下取りに出したりするとき、または自動車を友人や知人から譲り受けるときは、必ず移転又は抹消登録の手続きをしましょう。登録がそのままだと、前の所有者に自動車税(種別割)がかかります。

②壊れて動かなくなった自動車をもっている場合

一日も早く抹消登録の手続きをしましょう。手続きをすれば、翌月から3月までの月割の税額が減額されます。手続きを行わなければ、いつまでも自動車税(種別割)がかかります。車検切れで使用しなくなったときや、解体したときも同じです。

③引越しをする場合

必ず住所変更の手続きをしましょう。住民票を移しても、納税通知書は運輸支局に登録されている住所に送られます。

※運輸支局・自動車検査登録事務所の連絡先はP.62に掲載しています。